

# 琉球大学学術リポジトリ

## 戦時統制経済下の配給統制と沖縄民衆

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-01-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川平, 成雄, Kabira, Nario メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002004371">https://doi.org/10.24564/0002004371</a>

# 戦時統制経済下の配給統制と沖縄民衆

川 平 成 雄

## 戦時統制経済にとって配給統制のもつ意味

戦時統制経済にとって重要なのは、生産・消費・配給をどのように統制するかにある。本小論では、戦時統制経済下における配給統制をとおして何をみることができるのか、なかでも沖縄における配給統制の展開と沖縄民衆に与えた諸影響を吟味することにしたい。そのまえに、配給統制についてのとらえ方をみることにする。

菊地庄次郎・下川一郎は「戦時配給統制の必要」として、つぎの点を指摘する。「一般に戦時経済は国民経済機構の急激なる再編成を内包しつつ、遂行されねばならぬといふ基本的性格を有する。……国民経済の再編成が進展するに伴ひ、消費財の絶対的減少が不可避となるが、この場合比較的多額の購買力を有する者に消費財が集中偏在する傾向を防ぐために、国民生活確保の立場から生活必需品の一定量を国民に配給することが次第に緊切なる課題となると同時に、他方増大せる購買力の自由なる発動を抑止するための配給統制も漸次重要な課題とならざるを得ない。こゝに於て消費財の配給統制が特殊な意義を有して来る。」<sup>(1)</sup>と。また、「配給統制の最高形態」として切符制を取り上げ、「戦時経済に於ける切符制実施の目的は消費規制、消費節約と物資の合理的配給とに存する。……切符制は低物価の維持、軍需重工業部門の拡充、輸出促進、国民生活の不安除去等、戦時経済の円滑なる運営上配給部に課せられた広汎課題の遂行をそれ自身の任務としてゐる。」<sup>(2)</sup>と述べる。つまり戦時経済をスムーズに遂行するためには、国民生活の安定が必要であり、そのためには配給統制が重要というのである。

1941年当時、戦時統制経済を統轄する立場の頂点にあった商工省総務局長

の椎名悦三郎は配給統制の意義について、「戦時経済が長期化し、高度化するに伴い、一般民需に対する物資供給量がデリ貧的に減少することは止むを得ないが、先づ第一に公平なる犠牲負担の見地から、斯かる場合に、より大なる購買力のある者へ物資が偏在する趨勢を阻止せねばならない。これは購買力の増大を極力抑へる措置を同時に必要とする。次に銃後国民生活の安定維持の見地から、必要最少限度の生活必需物資を全国民に洩れなく配給することが肝要である。この際配給統制の真の使命は、特に後者にあると謂はねばなるまい。」<sup>(3)</sup>。椎名の配給統制についての考えは、菊地・下川のそれに通ずるものがあるが、重要なのは「必要最少限度の生活必需物資を全国民に洩れなく配給することが肝要である」として、配給統制のもつ意味を強調することにある。

1943（昭和18）年当時、早稲田大学教授であった中村彌三次は「物資の配給統制とは、物資の需要と供給とを国家の経済的総力発揮の目的に照して、権力的に規律し調整するところの法作用をいふのである。かくて、物資の配給統制は、単なる配給統制だけに終始すべきものでなく、つねに物資の需要過程とそれに対する供給過程とをにらみ合せて行はるべきものである。」<sup>(4)</sup>と指摘する。

平尾彌五郎は『配給統制新講』の「序」において、経済生活は物資の面からみると生産と消費、両者を連結する配給の三過程から成り立っている。配給は生産の延長であると同時に消費の前提をなすものである所以三者が相互に関連しあい運行することによってはじめて物資生活は安定をえることができる。とくに戦争経済下にあつて生産と消費の均衡が困難な場合は、戦争遂行のうえでも、国民生活の安定をはかるうえでも、配給過程を制御し運営することは重要である<sup>(5)</sup>、と述べ、さらに「戦時経済と配給統制」のなかで、「一般的にいつて戦争は、国家に対して国民経済を指導し再組織化し統制すべき原動力として登場することを要求する。かくして戦時統制経済と呼ばれる新体制の誕生が見られるのであるが、この戦時統制経済の根底をなすもの

は、平時統制経済の場合の主たる根幹をなす過剰生産でなくして、その反対物たる過剰需要にある。生産不足と過剰需要との対立、これは過剰生産と過小需要との対立の場合における如く、価格もしくは価格差を媒介とする資本的統制によつては十分な解消を期し難い。蓋しそれは、価格もしくは価格差の如何を問はず貫かれるを要するところの、過剰需要の充足によつて除去せらるべきものだからである。」<sup>(6)</sup>とも論じる。

深見義一は『切符制度の理論と実際』のなかで切符制度の意義について、「切符制は、銃後国民の消費を規正し、其の生活必需品の一定量の配給を保証し、其の取引を公正にし、国民の生活を明朗にし、其の気力を昂揚し、以て総体戦闘力を強化せしむべきことをねらふのであります。……切符制のねらふところは、全体としての栄養給与であり、<sup>(77)</sup>総体戦闘力の強化であり、広義国防の充実であ」<sup>(7)</sup>、ると述べる。この書は、敗戦およそ1年前の1944年9月20日に発行されているが、ここに貫かれているのは、切符制をとおして国民の気力を高め、国民をして国防にあたらしめることにこそ切符制の意義がある、との論理にほかならない。

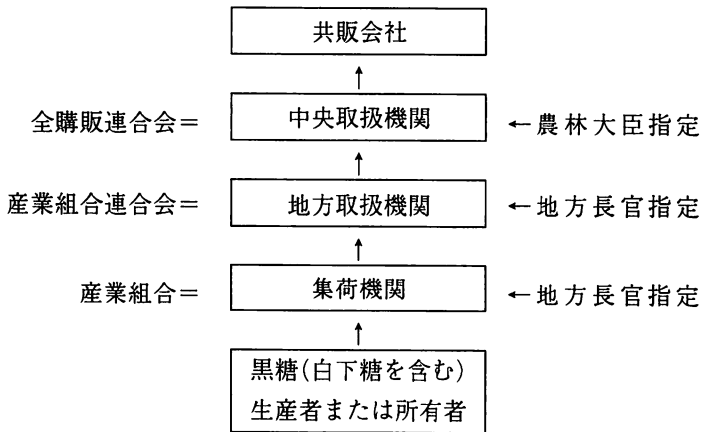
## 沖縄における配給統制の展開

沖縄における配給統制はどのような展開をみるのか。なかでも食糧にかかわる統制をみる。まず、沖縄の軸である砂糖をとらえる。なぜなら、“沖縄の経済を論ずるものは砂糖を知らねばならず、砂糖を論ずるものは沖縄の経済を知らねばならぬ”からである。

1940（昭和15）年10月4日、商工省は砂糖配給統制規則を公布して砂糖の円滑な需給を図る。沖縄県産の黒糖および白下糖は、これまで統制の外に置かれていたが、40年末にいたって統制に組み込むことになる。そこで県当局は、12月30日、産業組合連合会・砂糖委託商・糖商と協議を重ね、砂糖の集荷機関一元化を了承する。翌41年1月11日、農林省令第1号をもって黒糖集

荷統制規則を公布し、1月15日から実施する<sup>(8)</sup>。黒糖集荷統制規則の骨子は、「黒糖製造者又は土地に付権利を有する者が小作料として黒糖（白下糖を含む以下同じ）を受けたる者は其の製造したる黒糖又は小作料として受けたる黒糖を地方長官の指定したる集荷機関以外に販売又は販売の委託を為すことを得ざるものとす」・「集荷機関は其の買受け又は販売の委託を受けたる黒糖を地方取扱機関……以外に販売又は販売の委託を為すことを得ること」・「県産連（地方取扱機関）に於いて集荷せられたる黒糖は原則として中央取扱機関……に販売又は販売の委託を為すものとす」・「全購販連は之を共販会社に売却するものなり」<sup>(9)</sup>で、この統制機構を示せば図1のとおりである。

図1 黒糖集荷統制機構



出所：保証責任 沖縄県信用販売購買利用組合連合会『黒糖集荷解説』  
1941年1月、沖縄県立図書館「山下文庫」所蔵、3項より作成。

県当局は黒糖集荷統制の特典として、「黒糖は一般砂糖と其の生産の事情が異り個々の農家の小規模生産であり又取引の事情性質も分蜜糖と異り居る為今年迄配給統制外にありたるも事変の進展と共に物資の配給及消費規正統制が強化せられ来り、今回黒糖をも配給統制に入れること、なり夫れに関連し

黒糖は他の分蜜の如く大会社の大量生産に非ざる為集荷の統制を行はなければ適正にして而も円滑なる供出が行はれない。仍て今回本県に黒糖集荷統制が実施された。」<sup>(10)</sup> ことを掲げ、具体的には「県内の黒糖取扱業者に無用の競争と摩擦を除去す」・「黒糖の値段が一定され適正円滑なる供出を為さしめる組織となる」・「輸送配給その他に付て計画上の便宜が良くなり国家的に見て総ての合理化が行はれる」・「配給公平と円滑化が行はれる」<sup>(11)</sup> の4点にあるとする。このように、黒糖の集荷統制は、いわば市場原理に基づかない黒糖の生産地から消費市場にいたるまでの統制の一元化を目指すものにほかならなかった。このような状況について『琉球農連五十年史』はつぎのように述べる。「生産者は必ず産組に出荷し、産組は産連に、産連は中央機関の全購販連に出荷することになったので、そのために三、四十年間にわたって砂糖で生活してきた委託業者、糖商は一朝にして転落し、委託業者は産連の代行者として余命をつないだが、糖商は廃業のやむなきにいたり、明治三十二年設立の古い歴史を誇った糖商同業組合も遂に（昭和十七年）解散したのである。同時に、砂糖ブローカー、仲買人等も跡を絶ち、入糖獲得に血眼になって活躍した人々の姿は消えたのである。」<sup>(12)</sup> と。

つぎに米にかかわる状況をみる。沖縄における1年間の米の消費量は、食糧米約36万石・酒造米2万石余で、食糧米のうち県内産米はわずか13万石にすぎず、ほとんどが台湾米であった。酒造用米はすべて外国碎米である。1939（昭和14）年11月台湾米が政府の管理下におかれ、加えて関西および朝鮮地方の災害による収穫高の減少は、移入米の途絶をまねくようになる。県は政府および台湾総督府と折衝し、毎年20万石の移入を確保する。そこで県は移入米の公平な配給を期するため、1940（昭和15）年4月「沖縄県臨時飯米配給要綱」を策定してその実現に邁進する。そして1942（昭和17）年の1期作より生産農家の消費を規制して余剰米を供出させ移入米とあわせ、市部においては「総合配給通帳」により、郡部町村においては「切符制」により配給するようになる<sup>(13)</sup>。

上述したことに関連して、1940（昭和15）年9月に農業報国連盟が出した『戦時食糧報国運動推進班報告』<sup>(14)</sup>によると、「同県はもともと米の生産が少ないので一年三十六万石消費に対し二十万石は台湾米、二、三万石は内地米、十三、四万石は県産米と云ふ供給状態であるが、今年台湾から来る筈であつた二十万石は殆ど移入がない為に非常に困つたが、県当局の非常な苦心と砂糖とのリンク制を採つたことから、現在は大体県内の供給は確保したと言はれて居る。」<sup>(15)</sup>。また、1941（昭和16）年6月には、中央物価統制協力会議が『米穀配給対策状況について』<sup>(16)</sup>を発表する。沖縄県は県経済部の報告によれば、つぎのような状況に置かれていた<sup>(17)</sup>。

#### 一、米穀事情

本県の米穀事情は昭和十五年三月より六月に至る間台湾よりの移入半減及各府県米穀移出禁止に依り最も逼迫を告げ従来の実績壱万六千石に対し八千石程度の五割減となり県民の苦痛甚だしきを以て県に於ては政府に窮状を訴へ数回に亘り総額壱万四千余石の払下を受け辛ふじて大過なかりき

然して七月八月に至りては其の入荷略々実績に復したりと雖も粳白米てふ粗悪米なる為県民の保健上寒心に堪へざるものありき

然して九月に至りては台湾に於ける一期米出盛期なる為蓬莱米を実績通り移入し平常に復したり、然りと雖も最近台湾よりの通報に依れば次期端境期に至れば再び相当の移出減となるべき見込に付県に於ては従来通り三割程度の節米並に麦混食を励行し極力保有米維持に努めつゝあり

四、一人一日二合を基準とするも販米入荷数に依り按分するに依り一人一日最高二合最低四勺程度となり特に鉱山労働者及其他生産拡充に欠くべからざる労働者に就ては特に五合乃至三合を支給す

五、配給米（本県は精米の設備完備せざる為産地より精白米を移入す）は総て実績ある商人をして配給せしむ

六、麦類は現在手持なきも在荷ある場合は二割は混食す

尚、本県は甘藷の生産多く農村にありては一食乃至二食を自発的に甘藷とする為代用食奨励は相当徹底せり

このことを『沖縄県統計書』から確認すれば<sup>(18)</sup>、表1にみるとおり、比重は内地米がおよそ5%から8%水準、台湾米がおよそ70%から80%水準で、台湾米が圧倒的であった。表2は県産米の推移を示したものであるが、12万

表1 米の輸移入の動き（那覇港）

単位：石（%）

年 \ 内訳	内地米	台湾米	朝鮮米	外米	合計
1936	18,388(7.9)	185,170(79.8)	6,175(2.7)	22,366(9.6)	232,099(100.0)
1937	17,448(7.3)	195,348(81.2)	368(0.2)	27,349(11.4)	240,513(100.0)
1938	15,409(6.6)	188,549(80.7)	598(0.3)	29,026(12.4)	233,582(100.0)
1939	36,487(14.8)	172,007(69.7)	3,068(1.2)	35,176(14.3)	246,738(100.0)
1940	10,441(5.0)	161,602(77.2)	4,900(2.3)	32,279(15.4)	209,222(100.0)

出所：『沖縄県統計書』より作成。

表2 沖縄県産米の推移

単位：石

年度	1936	1937	1938	1939	1940
収穫高(石)	127,025	126,645	117,533	134,490	155,484

出所：『沖縄県統計書』より作成。

石から13万石のあいだを推移している。かつて仲原善忠は、いみじくも沖縄経済にとっての癌は米の問題である<sup>(19)</sup>、と喝破したが、「沖縄経済がサトウキビ栽培・砂糖生産に偏した構造を有している以上、米への輸移入依存度の緩和は困難を極め、『米問題』の解決は無理難題なアポリアであった」<sup>(20)</sup>のであり、このことは戦時統制経済下にあっても変わることはなく、戦時統制経済であったからこそますます困難の度合いを増したのである。

このような状況のなか、1943年時点における沖縄県の配給基準は、表3のとおりである。



表3 1943年時点における米の配給基準

市部通帳制実施区域（那覇首里および真和志村の一部）

単位：グラム（合）

年齢 \ 内訳	重労働者	軽労働者	普通
1歳～4歳			120 (0.8)
5歳～9歳			225 (1.5)
10歳～59歳	480 (3.2)	375 (2.5)	300 (2.0)
60歳以上	390 (2.6)	330 (2.2)	270 (1.8)

郡部一人一日当たり平均（年齢区分なし）

単位：合

非農家	1.5～2.0
非稲作農家	0.5～0.8
稲作農家中補給農家	0.3～0.5

原注）米作農家ハ一人当年八斗以上ノ生産農家ヲ供出農家トシ四斗以上八斗未満ヲ自給農家四斗未満生産農家ヲ補給農家トセリ

出所：『沖縄県史料』近代1、昭和十八年知事事務引継書、1978年、241頁より作成。

この配給基準について、大城将保は「沖縄県の一人当り配給量は本土に比べていちじるしく低くおさえられていることがわかる。通常、わが国の米の消費量は一人一日三合、一ヵ月一斗といわれてきた。本土で十六年四月から実施された割当配給制でも普通大人一日二合三勺であった。沖縄の場合は同基準で二合の割当しかなく、通常必要量の六七パーセントでしかない。あとは代用食で補うというのが政府および県当局の方針であった」(21)、と指摘する。

配給統制は、基本的には、県民すべてに限られた範囲内での量を公平に提供することであるが、忘れてならないのは、日中戦争勃発以降に激増する「太陽のない人々」、つまり赤貧世帯の存在である。沖縄県社会課の調査によると、1年間で2704世帯が赤貧世帯となっており(22)、沖縄県全世帯数12万5782（1935年国勢調査報告による）のおよそ2.2パーセントを占めており、「その原因は生活費が高騰したため貧困線が高くなつたのによるもので県では県民

生活の安定強化を図るため来る14日開催の方面委員会でこの問題につき具体的協議を行ふことになった。」<sup>(23)</sup>とするが、それ以後の実態調査については知れない。この赤貧世帯にとって配給統制とはいったい何であったのであろうか。

1937（昭和12）7月7日の日中戦争以後本格化する戦時統制経済下の農林水産の配給統制に関する流れをみると<sup>(24)</sup>、配給統制に関する規則数は、1937年＝5件、38年＝5件、39年＝14件、40年＝30件、41年＝11件、42年＝9件、43年＝14件、44年＝11件、45年＝1件、となっている。第二次大戦勃発前年の40年がピークで、以後、戦局の悪化につれて減少しており、配給統制の破綻がみられる。特徴的なのは、食糧の配給にかかわる統制が40年と41年の両年が過半であるのにたいし、ほかの年度はほとんどが生産手段にかかわる統制であるということである。このことのなかに戦争遂行のためには生産手段の確保こそ第一義的とする政策意図の一端が読み取れる。

では、このような配給統制規則のなかに中央戦時政府は、国民生活をどのようなものとするのか、このことこそが問題である。沖縄県の場合は資源がなく、配給統制はいきおい食糧関連に集中する。

1942（昭和17）年2月20日、昭和天皇裕仁は「朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル食糧管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」として、「天皇御璽」の「印」を押し、内閣総理大臣・東条英機、農林大臣兼拓務大臣・井野碩哉、大蔵大臣・賀屋興宣、商工大臣・岸信介の連名で「食糧管理法」を公布する<sup>(25)</sup>。戦時統制経済の最高統轄機関の大臣が連名で公布したということは、「食糧管理法」が戦争を遂行するための重要な法案であったことを意味する。

「食糧管理法」条項のうち配給統制にかかわる主要な条文は、つぎのとおりである。

第一条 本法ハ国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二条 本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麦、<sup>(26)</sup>稗麦、小麦其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ

第九条 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、保管及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十四条 食糧営団ハ法人トシ政府之ヲ監督ス

食糧営団ハ中央食糧営団及地方食糧営団トス

第二十五条 地方食糧営団ハ地方長官（樺太庁長官ヲ含ム以下同ジ）ノ定ムル食糧配給計画ニ基キ地方的ニ主要食糧ヲ配給スルト共ニ地方長官ノ指定スル食糧ヲ貯蔵スル為ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

この「食糧管理法」に添うかたちで、沖縄県は食糧営団を設立する。設立は、「食糧管理法ノ主旨並ニ我国現下ノ食糧事情ニ鑑ミ主要食糧ノ総合的配給ヲ行ヒ併セテ非常時食用食糧ノ貯蔵ニ遺憾ナキヲ期ス為ニ本県ニ於テモ政府ノ指示ニ従ヒ昭和十七年九月ヨリ之ガ設立ノ準備ヲ進メ十一月ヨリ事業ノ開始ヲナセリ」<sup>(26)</sup>、としての設立であった。そして沖縄県議会は、「沖縄県食糧営団設立趣意書」<sup>(27)</sup>を議案第一号として提示する。「趣意書」はつぎのとおりである。

現下我国ノ食糧事情並ニ政府ノ主旨ニ従ヒ主要食糧ノ総合的配給ヲ行ヒ併セテ非常時食用食糧ノ貯蔵ニ遺憾ナキヲ期スルハ県民食糧ノ確保及県民経済ノ安定上刻下ノ急務トスル所ナリ……食糧管理法ニ基キ主要食糧ノ配給機構ヲ整備シ政府及県ノ指導監督ノ下ニ此等ノ事業遂行ノ任ニ当タシムル為茲ニ沖縄県食糧営団ヲ創設セントスルモノナリ

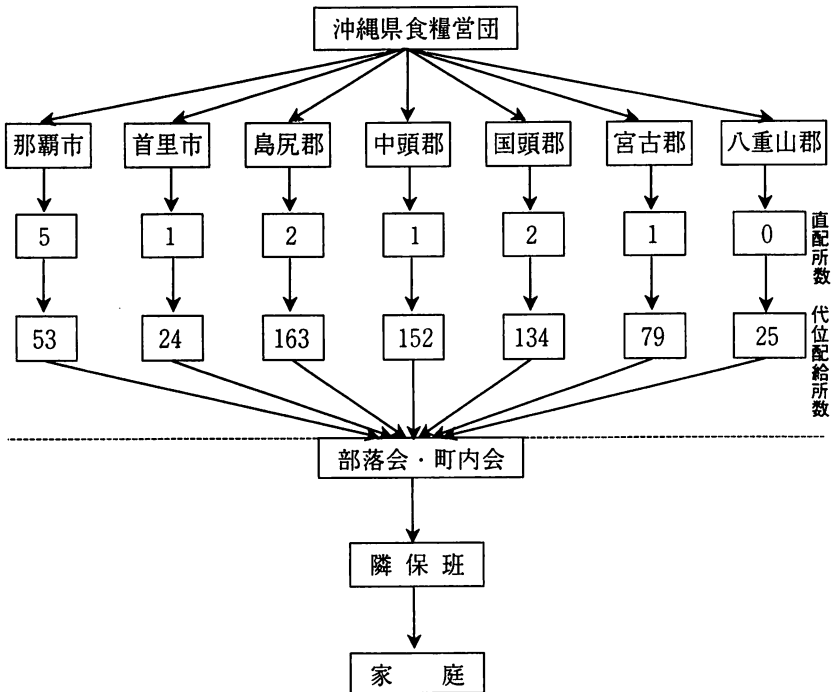
政府ニ於テハ本営団ノ重要使命ニ鑑ミ資金ノ内其ノ半額ヲ中央食糧営団ヲシテ出資セシムルト共ニ常任監事ヲ配置スル等積極的ナル援護ヲ与ヘ以テ本営団ノ健全ナル発展ヲ期スルコト、セラレタリ

敍上ノ如ク本営団ハ政府及県ノ特別ナル庇護ト監督ノ下ニ経営セラル、モノナルヲ以テ本営団ニ対スル出資ハ有意義且ツ确实ナリト謂フベシ冀クハ本営団設立ノ趣旨ニ賛同セラレ出資ノ引受ヲ為シ以テ本営団ノ事業ヲ援助シ国策ノ遂行ニ協力セラレンコトヲ

ここに沖縄における戦時統制経済下の本格的な配給統制がはじまる。

食糧営団の取り扱う物資は、「沖縄県食料営団設立方針」によれば、米・小麦・小麦粉・乾麺・澱粉・甘藷など、そして緊急時に備えての貯蔵物資の確保にあった<sup>(28)</sup>。食糧営団の配給機構は、図2のとおりで、本部是那覇に置かれ、支所は宮古・八重山の2箇所、出張所是那覇・首里・真和志・糸満・与那原・泡瀬・名護・渡久地の8箇所、各市町村では部落会・町内会を中心とした隣組制度をとおして各家庭に通知され配給された<sup>(29)</sup>。

図2 沖縄県食糧営団配給機構図



出所：沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料』近代1 昭和八年知事引継書類、1978年、247頁より作成。

なお、沖縄県は1941年10月末現在、「取扱注意」と記された『市町村下部組織整備状況』をまとめる。このなかで部落会・町内会の目的と任務として「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト」・「国民ノ道徳的練成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト」・「国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト」・「国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト」<sup>(30)</sup>を掲げて末端までの配給統制の徹底化をはかるのである。部落会・町内会にかかわる組織は、図3にみるとおりである。資料的に制約があるものの、1935年の『国勢調査報告』との比較から組織率をみると、那覇市=100%、首里市=89.3%、島尻郡=90.7%、中頭郡=93.8%、国頭郡=93.5%、宮古郡=96.4%、八重山郡=94.5%、である。

図3 部落会・町内会および隣保班数（1941年10月末現在）

那覇市	首里市	島尻郡	中頭郡	国頭郡	宮古郡	八重山郡	=市郡別
27	19	259	227	147	83	45	=部落会・町内会数
15,176	4,075	29,515	29,246	21,813	11,812	6,503	=部落会・町内会組織経済総個数
1,557	350	2,701	2,655	2,050	1,100	616	=隣保班数

出所：「市町村下部組織整備状況」沖縄県振興課、1941年、12～13頁より作成。

沖縄県食糧営団の甘藷課（1944年に配給課から分離して設立）課長であった外間宏栄は、当時を振り返ってつぎのように語る。米の配給量が非常に少

なくその埋め合わせのため甘藷の配給が登場する。甘藷課の仕事は中南部の各町村にたいして甘藷の供出を依頼することであった。甘藷は、米・小麦粉・油などの食糧とはちがって県青果統制組合から各町村に配給する方法をとった。また、漁船の出漁の際には大量の甘藷を配給した<sup>(31)</sup>。

だが、戦局の悪化は、食料営団の運営にも支障をきたすようになる。例えば、1944年5月20日に八重山支所はつぎの「お知らせ」を新聞紙上に掲載する。「苛烈なる戦局の緊迫化と、もに食料営団の陣営も一般の強化刷新を要請せられ愈々必勝の戦闘配置に着くことになりました。その一として代位配給所も都市及び準都市に限り三月三十一日を以て解消廃止することになりました（石垣町は来る五月三十一日限り）。全ては戦争を勝ちぬくためであります。配給機構を直営のみに一元化し以て労力の節減をなし配給に万全を期すべき態勢を確立することになりました。」<sup>(32)</sup>、との窮迫を訴えるのである。

## 配給統制と沖縄民衆

配給統制は沖縄の人々の生活にとってどのような意味をもっていたのか。元沖縄県庁職員は配給をめぐる深刻な状況についてつぎのように述懐する。

国民精神総動員法が成立してからは、耐久生活を強調されるようになった。物資の売買は配給制に移行され、店頭から物資が段々と消えて行った。配給行政をやるに当たってのモットーは「物資の乏しきを憂えず、均しからざるを憂える」であったが、統制経済が長びくに連れ、配給品だけの生活にあきて、あきてというよりそれだけではとうてい不足なので、闇物資を買う人々も大勢出て来た。闇物資が出まわったのでは、統制経済の意味がなくなるので、私たちは闇物資の摘発に全力を注いだが、それでも完全に摘発するということはとうてい不可能であった<sup>(33)</sup>。

また、同職員はある自治体の村長が釘の配給をめぐる辞任に追い込まれたことにも触れる。

当時、くぎは貴重なもので、これなくしては台風対策も何もあったものではないから、住民はこれを非常に欲しがっていた。それを不公平に分配したのだから、損をした農民が訴えたのである。／地方課で調べたところ事実だったので、知事は「国をあげて喰うか喰われるかのこの非常事態の時に、このようなことがおこるとは何事だ！」とカンカンに怒って、ただちに村長を懲戒免職にした<sup>(34)</sup>。

当時の自治体において、配給統制はどのようなものであったのか。このことについて、1943（昭和18）年平良町（現沖縄県平良市）の「統制物資配給ノ状況」<sup>(35)</sup>をみる。この「統制物資配給ノ状況」は、末端組織における配給統制の実態を示していて興味深い。

一、統制物資配給ノ目的ハ戦時下ニ於ケル個人生活ノ消費節約ト云フ消極的側面ニソノ本来ノ目的ガアルノデナク国家ノ要求シテキル理由ハ斯クシテ剩シ得タ物ヲ最モ有効ニ戦争目的貫徹ノ為ニ使フト言フ積極面ニアルノdeal。

換言スルト現在物が不足シテキル、コノ不足シテキル最小限ノ物資ヲ以テ最大限ノ効果ヲ挙ゲ戦争目的完遂ノ為メノ物資不足ノ現象ヨリ来ル弊害ヲ最モ少クスル方法トシテ配給統制ヲ行ツテキル所以deal

二、本町ニ於ケル配給状況

本町ニ於テモ配給統制規則ニ基キ物資ヲ配給シ配給方法トシテ切符制ヲ実施シテキルガ今更云フ迄モナク切符制ハ物ノ配給ヲ公平ニシテ偏在ヲ是正スルト共ニ消費ヲ抑制シテ必需品ノ需給ニ不安ナカラシムル為デアツテ之ヲ実施スルニハ周到ナル用意ト町民ノ協力ヲ必要トスルノdeal

(一) 飯米 飯米ノ本町配給状態ハ之ヲ二階級ニ分チ配給ス

(イ) 生産地 即チ農ヲ以テ専業トシテキル甘藷等主要代用食ヲ以テ充分生計シ得ル地域ニ対シテハ一人当三勺ノ割ヲ以テ配給ス

(ロ) 非生産地 即チ平良町ノ中心地ニシテ（主トシテ下里、西里、東仲、西仲、荷川取ノ五ヶ字）商業、機業、等ヲ営ミ代用食糧ノ生産ナキ者ニ対シテハ一才ヨリ六才迄一、五合七才以上ノ者ニ対シテハ二合当ノ配給ヲナス

- (二) 食用油、小麦粉、醤油、ウドン以上ノ物資ニ於ケル配給ハ大凡人口割ナルモ地域ニヨリ其ノ生産力、消費力、小麦ニ至ツテハ其ノ<sup>(77)</sup>収穫期等ヲ参酌シ其ノ地域ニ即シ各方面ヨリ検討シ適正ヲ期シテキル
- (三) 灯油 灯油ノ配給ニ当テハ重要部門（学校等）ノ需要量ヲ最小限度ニ保留シ各戸ニ対シテハ無点灯戸数ヲ調査ノ上一戸当リノ配給数量ヲ決定ノ上配給票ニヨリ配給ス
- (四) 泡盛 泡盛ノ配給ハ之ヲ男世帯、女世帯ニ分チ数量ヲ決定ノ上配給票ニヨリ配給ス  
本町ニ於テ女世帯ヘノ配給ヲ認メタルハ本郡重要産物ノツデアール上布製造ニ使用スルヲ以テ配給スルモ量ハ男世帯ノ四分ノ一乃至五分ノ一トス
- (五) 学校童服、作業服（衣）、シャツ、ズボン、タオル又ハ和手拭
- (イ) 学童服ハ凡ソ学童数ヲ基準トシテ割当スルモ従来ノ使用実績ニ鑑ミ商品ノ偏在ヲ防ギ円滑ナル配給ヲ期スル為メ町内ノ平一、平良ニノ国民学校ニハ幾分ノ増配ヲナシ居リ
- (ロ) 作業衣、シャツ、ズボン、以上ノ物資ニ就テハ魚連系統、産連系統ヲ経テ配給ヲ受クル組合員ハ之ヲ控除シ一般労働者ニ対シテノミ配給ス
- (六) 塩 塩ノ配給ハ専売局ノ指示ニヨリ一般家庭用ト特殊家庭用ニ分チ一般家庭用ハ日常家庭用ニ欠クベカラザル必需品ナルヲ以テケ月一人当ニ〇〇瓦ノ配給ヲナシ特殊家庭用ハ味噌、醤油ヲ製造スル家庭ヲ調査ノ上五瓦千ノ割ヲ以テ配給ス

物資配給の統制は、戦争目的遂行のため物資不足による弊害を最小限にすることであり、食糧品をはじめ、衣料品に関わる徹底した統制をはかるのである。このことと関連して、第25代沖縄県知事の『昭和十六年 早川元・沖縄県知事日記』の7月30日には、「沖縄県の離島宮古郡では県民の戦時生活新設計に乗り出し肉類欠乏の折柄肉類の需給調整と闇防止をするため毎週一回



（月曜日）の“肉なしデー”を設けた。当日は屠畜業者は全部休業し飲食店、料理屋はもちろん一般家庭も肉類抜きの戦時生活に協力する。」<sup>(36)</sup>、と記されている。

いわば戦争の遂行を「下から」支えることにこそ自治体の大きな役割があった。しかし、食糧の供給は逼迫の度合いを強める。その序曲は、すでに第二次大戦突入前にあった。表4にみるとおり、那覇市内における食糧の在庫は底をついており、県当局は食糧不足を補うために甘藷作付面積の増大をはかるが、表5のように収穫高は減少するという状況であった。1940（昭和15）年頃になると、食糧米が底をつくようになり、県外の米産地との黒糖の交換が盛んになるが<sup>(37)</sup>、焼け石に水で米不足は慢性的なものであった。このような状態に拍車をかけたのが、1944（昭和19）年10月10日の那覇の「10・10空襲」による食糧営団の焼失、沖縄県農業会の砂糖、米、大豆などの食糧品の焼失であった<sup>(38)</sup>。以後、供出の頻度が増すようになるが、ここにいくつかの事例をあげることにする。

**国頭地方の事例：**当時、今帰仁村呉我山集落の食糧供出係をしていた友寄カナはつぎのように述懐する。「各家とも避難の食糧確保苦しい時代でしたが、みんな国のためとって喜んで出しましたよ。いやがる人はいませんでした。これは命令に近いもんですから、自分達は口を絞ってまでも出しました。物はありません。なんでもかんでも配給です。キップ制で、各家庭何人にいくつとって渡ったら、キップ分しか買えなかったのです。お米も配給です。自分でつくっている人は別だけど、ない人は非常にひもじい思いをしましたね。」<sup>(39)</sup>。

**伊平屋島の事例：**「日米戦争勃発するや食糧確保に米の配給制となり初めは米作者一人一日二合宛の保有米を残して供出するようになってをつたが愈々敵軍の沖縄攻撃の確報で食糧米を尚規正されて米作者は一日一人一合五勺になって残余は供出する事で一二ケ年は他町村へも供出したが其の後は船便関係で供出せなかつた。」<sup>(40)</sup>。

渡嘉敷村の事例：「最近の飯米払底と芋不足から代用食糧として野生の蘇鉄を取り入れ村民300戸のうち250戸位は蘇鉄の切干を貯蔵し残り50戸位は既に飯米代用として蘇鉄食を1日1回位実行して飯米と代用食糧励行に努めてみる。」<sup>(41)</sup>。

多良間村の事例：蘇鉄による代用食は悲惨な事態を招く。「宮古郡多良間村字塩川宮城常法（32）は去月11日家族と共に夕食として蘇鉄に干芋を混ぜ筍（俗称マータケ）と共に食したが翌日午前4時頃本人と弟常完（15）同常勇（10）3名が中毒症状を起して同日午後死亡、続いて母と妻の両名も翌日死亡、弟常英（19）も相次いで死亡、8名家族のうち蘇鉄を食べなかった2人の幼児を除き6名とも死亡した。」<sup>(42)</sup>。「ソテツ地獄」を再来させる事件であった。

民衆が飢餓的な状態にあえいでいた1943（昭和18）年7月1日、第26代知事泉守紀が赴任する。イタリアが連合国に無条件降伏した9月、泉知事は沖縄県民に、「本県は離島県である。いつ、輸送路を絶たれても自力で勝ち抜く肚を決めねばならない。例えば統制経済実施によって日常生活物資の配給があるからといって、不用なものでもこれを受けるとか、飯米が配給になるので従来芋を食っていた家庭が米に変わるとかいうのも、この際、十分考え直さねばならない」<sup>(43)</sup>、と訴える。だが、自身は、東京に残した妻女に「東京の物資不足を心配して、沖縄から特産の黒糖や砂糖、肉や紅鱈の燻製、イワシの丸干し、パイナップルの缶詰、バター、ソーメン、飴、ホテルの支配人がつくった琉球菓子のほか、薬品、反物、絹糸、畳表、服地にいたるまで、実にこまめに送り続けた。品物の多くは職員に命じて集めさせた。沖縄も物資不足は深刻だったが、知事の威光は絶大で、闇物資も簡単に調達できた。」<sup>(44)</sup>という。

表4 那覇市内倉庫保管貨物数量の推移

年月 品目	1939年2月中				1940年1月末			
	繰越	入庫	出庫	在庫	繰越	入庫	出庫	在庫
籐菜米	515	1,270	515	1,270	1,955	1,158	2,185	928
台湾米	200	1,390	1,275	315	120	—	10	110
台湾糯米	450	—	380	70	—	10	—	10
朝鮮碎米	185	2,353	2,030	508	—	—	—	—
タイ米	1,580	—	1,507	73	573	2,799	2,801	517
素 麵	10,708	2,655	1,489	11,874	805	828	593	1,040
昆 布	1,390	—	222	1,168	746	35	60	721
種子油	461	645	210	896	155	—	93	62
清 酒	2	20	5	17	20	—	20	—
麥 酒	380	350	30	700	—	—	—	—
黒 糖	2,900	2,900	—	5,800	—	—	—	—
切干大根	296	140	30	406	—	100	—	100
砂糖車	5	—	2	3	—	—	—	—
大 豆	279	760	389	650	572	934	719	787
干 魚	—	—	—	—	176	80	176	80
缶 詰	—	—	—	—	258	—	—	258
新聞紙	34	—	—	34	164	15	—	179
鰹干魚	268	80	190	158	—	—	—	—
メリヤス	3	—	—	3	29	—	1	28
木 材	295	—	—	295	222	—	—	222
人造肥料	—	—	—	—	570	—	170	400
其 の 他	496	4,388	2,534	2,350	3,071	380	277	3,174

原注) 市内営業倉庫（鹿児島県共同倉庫沖縄支店、棧橋倉庫）ノ合計高ヲ示ス  
出所：那覇商工会議所『月報』より作成。

表5 甘藷の作付面積・収穫高

年	内訳 作付面積(町)	増 減	収穫高(トン)	増 減
1936	30,703		38,215	
1937	30,338	△365	40,410	2,195
1938	29,886	△452	39,967	△443
1939	30,597	711	41,193	1,226
1940	30,789	192	40,946	△247

出所：『沖縄県統計書』より作成。

つぎに沖縄県庁内の動きをみることにする。1945（昭和20）年2月7日、第32軍の長勇参謀長は県庁の島田毅知事を訪ねる。訪問した意図は、住民の食糧の確保にあった。「県にお願いしたいことは住民の食糧を早急に確保してもらいたいことである。軍の想定では敵は六ヵ月沖縄で頑張ると思う。そしてヘトヘトになって戦線を放棄、残存兵力を撤収すると思うが、更に兵力を再編成して二度目の上陸戦を挑むことになろう。その間つまり六ヵ月分の住民食糧をぜひ確保してもらいたい。／もちろん軍では兵員食糧を半年分保有しているが、それを住民に分けることはできない。敵がいちおう撤退すれば、内地や台湾からも十分補給がきくと思うからさしあたり半年分を手配して欲しい」(45)、ついで老幼婦女子の北部への緊急退避を要請する。すぐに部課長会議が開かれ、「芋の生産に重点をおくが、消費の現状から大家畜をつぶして食糧に充てる一方、家畜の減少によって浮く量を、人間の食糧にふりむける」・「雑穀類も極力確保して、主食に充てる」・「北部地区をはじめ全島にわたって、出来るだけ蘇鉄を採取して備蓄食糧とする」・「台湾総督府との直接交渉によって、相当量の台湾米を移入する」(46)、ことが決定された。島田知事は台湾に飛び3000石を入手するが、基隆港で待機中に米軍の沖縄上陸をみたのであった。

## 配給統制の破綻

1944（昭和19）年8月11日、最高戦争指導会議は「帝国国力ノ現状」を御前会議で報告し、国民生活の実態に関しては前年度と比較した場合、相当の逼迫の度合いを強めているとして、つぎのことを明らかにする<sup>(47)</sup>。「主食ハ現配給基準維持概ネ可能ナルヘシ、但シ本年ノ稲作ニ対スル内地ノ旱水害、朝鮮ノ旱害、台湾米ノ輸送不安等ヲ考慮セハ早期ニ於テ満州ヨリノ雜穀移入ニ付格段ノ措置ヲ講セサル限り明年度現基準維持ニハ相当ノ困難アルヘシ」・「魚類、蔬菜、油脂等副食物ノ供給ハ必需量ヲ相当程度下廻リツツ有り。ノ但シ蔬菜ニ付テハ今後ノ努力ニ依リ改善ヲ計リ得ル見込有り」・「衣料、紙類、燃料等生活必需品ノ供給亦必需量ヲ相当程度下廻ルヘシ」・「医薬品及衛生材料ハ相当不足ヲ告ケ居ルモ今後格段ノ努力ヲ為スニ於テハ改善ノ余地ナストセス」<sup>(48)</sup>。そして1944年度の食糧の状況を総括してつぎのように結論づける。「主食ノミハ前年度ト同様ノ配給基準ヲ維持シ得ベキモ（但シ雜穀混入率ハ高マル）其ノ他ノ食糧即チ蔬菜、魚類其ノ他ノ蛋白質食糧、油脂及各種調味料等総テ前年度ニ比シ供給ハ減少ノ止ムナキニ至リ燃料、衣類、其ノ他一般日常生活必需品ノ供給亦必需量ヲ下廻ル傾向ヲ顕著ニ示シ居レリ」<sup>(49)</sup>との判断を示す。主要食料品の栄養素は、日中戦争勃発の1937（昭和12）年度を100とした場合、44年度は蛋白質＝81.8、脂肪質＝77.0、澱粉質＝86.6で<sup>(50)</sup>、国民の体位保全上憂慮すべき状態に陥っていたのである。また麦、芋、雜穀などの混入率は次第に増加の一途をたどり、1944米穀年度においては22%であるが、来年度にはさらに悪化すると見ており<sup>(51)</sup>、六大都市の東京・大阪・京都・名古屋・神戸・横浜においてさえ、主食配給量は表6のとおりであった。

翌1945年6月8日、「今後採ルベキ戦争指導ノ基本大綱」についての御前会議が開かれ、国民生活の状態について、「食糧ノ逼迫ハ漸次深刻ヲ加ヘ本端境期ハ開戦以来最大ノ危機ニシテ大陸糧穀及食糧塩ノ計画輸入ヲ確保シ得ルト

表6 1944年時点における主食配給料基準（六大都市）

単位：合

内訳 年齢	一般人	軽労働者		重労働者	
		男	女	男	女
1才～5才	0.84				
6才～10才	1.405				
11才～60才	2.320	2.740	2.460	4.005	2.950
61才以上	2.108	2.460	2.250	3.370	2.670

出所：参謀本部所蔵『明治百年史叢書・敗戦の記録』原書房、1967年、133頁より作成。

モ今後ノ国民生活ハ強度ニ規制セラレタル基準ノ糧穀ト生理的の必要最少限度<sup>(77)</sup>ノ塩分ヲ漸ク摂取シ得ル程度トナルヲ覚悟セザルベカラズノ更ニ海外輸移入ノ妨害、国内輸送ノ分断、天候及敵襲等ニ伴フ生産減少等ノ条件ヲ考慮ニ入ルルトキハ局地的ニ飢餓状態ヲ現出スルノ処アリ治安上モ樂觀ヲ許サズノ尚来年度ノ食糧事情ガ本年度ニ比シ更ニ深刻化スベキハ想察ニ難カラズ<sup>(52)</sup>、という絶望的な現状把握を示す。このような状況を藤原彰は「敗戦」のなかで、「支配者が憂慮したのは、国民の生活が窮迫しその生命や健康がおびやかされるということそれ自体ではなかった。その結果として飢餓状態が現出し、治安上樂觀を許さない事態が生れることであった。それは開戦にあたって定めた戦争経済の基本方針が、すべてを戦争遂行のための軍需生産に集中し、国民生活は最低限におさえることとした考えの延長でもある。そのときには大陸からの食糧の輸入は、『国内治安維持』の見地から必要とされていたのであるが、今やその手段にたよることもできなくなったのである。」<sup>(53)</sup>、との確な評価を与える。

アメリカ合衆国戦略爆撃団は、第二次大戦における日本の民需品供給部門の食糧について、「一九四一年の日本の全食糧供給は、最低生活に必要なカロリー量を僅か六・四パーセントこえる程度でしかなかった。しかもこの供給さえそれを維持するには、国内資源の極度の集約的な使用（日本の一エーカー当

り米の収量は世界一であり、また殆んど全部の耕作地は二毛作がなされていた)、沿岸及び遠洋における大規模な漁業、全体の一五パーセントに達する食糧の輸入、肥料を惜みなく使用すること(その中磷酸と加里とは輸入されていた)などが必要であった。しかも正常持越量をこえるようなストックはもっていなかった。……そして四四年一月まで漫然と米の配給量を据置いた末、終にストックは配給操作ができなくなるまで減少してしまった。四四年秋に至り南方米の輸入は事実上杜絶し、その上国内は不作で四四米穀年度の国内食糧供給は一九三〇—四〇年平均の九三パーセントにすぎなかった。」<sup>(54)</sup>、との評価を下す。

食糧は、「生命の維持特に労働の再生産」にとって欠くことのできない重要なもので、熱量と蛋白質の摂取量が大きな問題である。「日本人の正常摂取量は、平均一人一日当たり約2150カロリー、蛋白質75グラムとされている」<sup>(55)</sup>とするが、第二次大戦勃発以後のそれぞれの摂取量をみれば、表7にみるとおり、どちらも必要量を満たしていない。

表7 第二次大戦中における一人当たり食糧摂取の推移

内訳 年	熱量(カロリー)	蛋白(グラム)
1941	2,105	64.7
1942	1,971	60.2
1943	1,961	60.6
1944	1,927	61.2
1945	1,793	65.3

出所：経済安定本部『経済実相報告書』1947年、11頁より作成。

鶴見俊輔は「戦時下の日常生活」のなかで配給制度に触れ、「日本では、主食であるコメについて配給制度が始まったのは一九四一年四月のことで、やがて、配給量は、調味料を含むほかの補助的な食品種類に及びました。

一九四一年の厚生省の発表によれば、平常の作業に携わる青年男子は、一日につき二、四〇〇カロリーを必要とし、その分の食料を政府は確保するということでした。一九四二年以降になりますとこの基準は一日二、〇〇〇カロリーまで低められました。一九四五年になりますと、それは、さらに一、七九三カロリーまで下げられました。その自然の結果として、国民の健康は、破壊されました。」<sup>(56)</sup>と述べる。

中村隆英は、戦時統制経済下の国民生活をとらえるうえで重要な視角を提示する。「経済統制は、ひとたび開始されると、戦争の長期化とあいまって自立的に強化され拡大されていかざるをえなかった。しかし、それによって海外からの援助をえられず、また資源の面においても、生産能力の面においても著しく脆弱であった日本が、とにかく一九三七年以後四五年にいたる戦争に耐えたのである。その意味において統制は一応功を奏したといてよいであろう。しかし、その過程は同時に国民生活の崩壊の過程であった。……国民生活はおどろくほど弾力的であった。それが統制奏功の秘密であったことは、日本の国民にとって不幸な事実であった。」<sup>(57)</sup>そして中村は枢軸国であったナチス・ドイツと日本との国民生活水準の比較からつぎのことも指摘する。「近代戦は多かれ少かれ国民生活に犠牲を強いざるをえない。しかし、ナチス・ドイツにおいてすら、国民生活水準の切り下げを願みなくなったのは一九四三年末のスターリングラード戦敗北ののちであり、それまでは生活必需物資についてはかなりの配慮がなされていたのであった。日本の場合日中戦争開始の直後から、国民生活への負担が重くのしかかり、この時期に決定的なモノ不足と空襲による破壊とによって破局を迎えたのである。貧しい日本の国力で長きにわたる戦争に耐えることができたのは、国民生活の水準を際限もなく切り下げる政策をあえてとり、ほとんどの国民が声もなくこの負担に耐えたためであった。」<sup>(58)</sup>と。戦時統制経済は国側の徹底した政策、そして国民側の徹底した受容、という国家と国民が一体となって遂行することにあるが、この中村の指摘が重要なのは、国民が声もなく負担に耐えたこ



とを明らかにした点にある。

配給統制をとおして何を知ることができるのか。戦時国家体制の狙いはひとつ。戦時国家みずからを中心に置き、戦時国家みずからを支えるものを周辺に置き、さらには追従するものをその下に置く、という体制にほかならない。この不動ともいうべき姿勢が、逆にまた、国民の生産と生活を維持・継続していたのである。皮肉とさえいえる。加えて、戦時国家体制は、生産基盤・生活基盤を確固たるものとするために、生産過程・流通過程を統率する必要があり、このことの意味を何かと問えば、戦時国家体制そのものの存在証明にほかならない。

## 註

- (1) 太平洋調査部編・経済問題研究会著『日本戦時経済論』中央公論社、1941年、94～95頁。
- (2) 同前、108頁。
- (3) 椎名悦三郎『戦時経済と物資統制』産業経済学会、1941年、379頁。

椎名は配給統制規則についてもつぎのように述べる。「国家による意識的且直接的な配給統制は、昭和十三年初頭『物資動員計画』の成立と共に部分的に手がつけられ、その後物動計画が新たに編成される毎に、一層総合的に計画的進められて来た。そこに貫かれてゐる指導原理は結局『国家統制による配給の原理』とでも謂ひ得ようが、『輸出入品等臨時措置法』は、物動計画の実施方策に応じ、全面的に此の原理を遵奉しつつ、既に数十に上る配給統制規則を公布して、需要産業の全分野に亘つて、此の原理を浸潤せしめるに至つてゐる。」（同書、385頁）。

- (4) 中村彌三次『戦時経済法概説』巖松堂書店、1944年、351頁。
- (5) 平尾彌五郎『配給統制新講』一元社、1941年、「序」1頁。
- (6) 同前、103頁。平尾は、大阪毎日・東京日日新聞社エコノミスト部編『統制経済講座』(4)、一元社、1940年で「配給統制篇」を執筆しているが、そのなか

の「戦争と配給統制」は、引用した箇所と同じ論理展開をしているので、本小論では『配給統制新講』を採用することにした。

- (7) 深見義一『切符制度の理論と実際』新紀元社、1944年、17～18頁。
- (8) 保証責任 沖縄県信用販売購買利用組合連合会「黒糖集荷解説」1941年1月、沖縄県立図書館「山下文庫」所蔵、1～2頁。
- (9) 同前、2～3頁。
- (10) 同前、4頁。
- (11) 同前、4～5頁。
- (12) 『琉球農連五十年史』琉球農業協同組合連合会、1967年、97頁。
- (13) 『沖縄県史料』近代1、昭和十八年知事事務引継書、1978年、240～241頁。
- (14) この資料は、国民精神総動員本部ならびに農業報国連盟が、1940年5月下旬から7月初旬にかけて全国を21班に分けて戦時食糧報国運動推進班を派遣して各道府県における節米・供米・増産の状況を調査させたもので、総理大臣官舎において報告された。沖縄は21班で戦時食糧報国運動推進班の助川啓四郎が7月6・7日の両日にわたって調査し、報告者は精勤本部の伊藤博である。
- (15) 同前、195頁。
- (16) 中央物価統制協会『米穀配給対策状況について』1941年6月。この資料はつぎのような性格をもっている。「本資料は昭和十五年度の米穀問題に対する各道府県の米穀配給対策概況につき照会調査した結果を集録したものであつて、米穀管理規則実施直前の米穀配給事情の概貌伝えてゐる。／米穀管理規則に基く米穀の全面的国家統制とこれに対応する集荷配給機構の整備は今や全国的に新しき体制の完了を見ようとしてゐるところであるが、本資料はこれに至るまでの過程の一端を呈示するものとして多少の参考となるであらう。」。
- (17) 同前、155～156頁。
- (18) 米の移輸入には先島地方の分が除かれている。移輸入量の単位の取り方が宮

古島の張水港、石垣島の石垣港とは異なっているため、そうせざるをえなかったことによる。

- (19) 仲原善忠「沖縄現代産業・経済史」（『仲原善忠全集』第一巻、歴史篇、沖縄タイムス社、1977年、所収）514頁。
- (20) 松田賀孝・川平成雄「昭和恐慌期沖縄県の産業構造について」（琉球大学法文学部『経済研究』第37号、1989年3月、所収、50頁。
- (21) 大城将保「戦時下の沖縄行政」（『沖縄史料編集所紀要』第2号、1977年3月、所収、102頁。
- (22) 「琉球新報」1939年11月3日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (23) 同前。
- (24) 本小論の末尾に掲げた一覧表を参照。
- (25) 法律第四十号、内閣府所蔵。
- (26) 沖縄県沖縄史料編集所編「『沖縄県史料』近代1 昭和十八年知事事務引継書類」、1978年、245頁。
- (27) 同前、250頁。
- (28) 同前、269～270頁。
- (29) 同前、249頁。
- (30) 『市町村下部組織整備状況』沖縄県振興課、1941年、2頁。
- (31) 那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第3巻7、市民の戦時・戦後体験記1、72～74頁。パンの配給についても述べる。「勤め人の場合は、米の弁当を持つことができなかったのである。何しろ、一人で一日に二合の配給では無理なことであった。／そこで、営団では特別にパンを三業者に作らせ、それを那覇市内の県庁、市役所、裁判所、郵便局などの諸官公庁、それから企業体、司令部憲兵隊などに勤めていた人たちの昼食用として、特別にパン（一個十銭だったと思う）を配給した次第である。／企業といっても、当時は統制経済下であったので、各組合とか、山形屋、円山号の両百貨店、銀行などであった。／しかし、その特配パンの数は少なく、毎日、全員にはとて

も配るわけにはいかなかった。例えば、二十人いる所に十個といった程度で、しかも二、三日に一回といった調子であった。／パンといっても、いまのコッペパン（学校給食の）を一回り小さくした塩味のついたものだったが、当時は、みんなおいしい、といって大へんな人気で、その配給を待ち望んだものだった。特に若い女子職員はそうであった（同前、73頁）。

- (32) 『石垣市史』資料編近代7、新聞集成VI、530頁。
- (33) 『那覇市史』資料篇第2巻中の6、72頁。
- (34) 同前。
- (35) 『平良市史』第4巻資料篇2、1978年、403～404頁。
- (36) 野里洋編著『昭和十六年 早川元・沖縄県知事日記』ひるぎ社、1985年、212頁。

ここに、末端の離島における戦時統制経済の展開を示す興味深い資料である『伊良部島誌』を紹介したい。この資料は、編集責任者・小梨貞三、発行所・碧第一二九四五部隊で、1945年5月31日に発行されており、ガリ版刷りである。2001年5月20日に発見された。

資料は、「昭和十九年初秋軍駐屯来余ハ島民ノ精神的文化的向上ヲ切ニ希ミソノ指導ニ任ゼリ」とする碧部隊長陸軍少将多賀哲四郎の「序」ではじまる。「大東亜戦争と伊良部」はつぎのような記述となっている。「米英に対する宣戦の大詔渙発あらせらるゝや、陸に海に空に皇軍の大戦果は挙りしも鬼畜米英の執拗なる反撃により戦争の様相は愈々新しい段階に入り、こゝに世界地図上忘れられた此の平和な島にも軍駐屯と言ふ一大変化が来た。／從來遠く中央を距るこの島は文化の恵みに浴する事疎く、殊に軍隊に直に接する機会は全く得て望まれぬ淋しい環境であつた。茲にその夢は現実となつて、昭和十九年秋九月碧部隊進駐し老幼男女の喜びは大変であつた。当初に於ける物資揚陸作業並に個人的慰問等はその喜びの表現であつた。然し熱し易く冷め易い村民性と慣れると太陽の恩恵も忘れる通俗性の為、この喜びこの感激は長くは続かなかつた。／やがて不平不満と化し、これは困るあれは怪

しからんと不平の声が聞え始めた。然し乍らそれは軍に根拠を置いた溜息ではない。安逸の民の惰性の息吹であつた。戦争を認識せざる無智凡者の声であつた。／一方巧利主義的利己主義的民衆の一部は軍協力作業に食糧増産に挺身する純朴なる人々をよそ目に、軍を利用し暴利を貪り物価を騰貴せしめた。／然し乍ら軍の強烈なる指導と村当局の善導に相俟つて、最近の戦局は之等民衆の迷夢を破り時局に対する認識を新にすべく拍車をかけるやうになつた。民衆の鬼畜米英に対する敵愾心は『負けしはならぬ』の声と共に猛然と燃え、米英撃滅のため滅死奉公の足並を揃へて一意軍協力へ活発なる動きを示し、道路は縦横に貫通し、原野は田畑へ目覚しく変化して行きつつある。／軍が伊良部島防衛に当つては特に村民指導に重点を置き、村民指導係をさきその指導に当らしめた。その指導方針として、第一に村民をして日本人たるの自覚を昂揚せしめ、急速に戦時態勢に突入せしむるべく精神教育に重点ををいた。／第二に団体的訓練行動に慣熟せしめるよう努力を払つたのである。指導の方法として地区内戦闘警備及作業の為村民を防衛隊、女子挺身隊、特設看護婦隊、特設患者輸送隊、特設給水班、特設炊事勤務隊、報皇隊等に編成その徴用の間、或は各種会合の時を利用して教育指導又教育期間を設けて、特別教育を実施する等の策を講じた。／殊に男女青年等に対しては周四面軍紀教練も実施し、伊良部の将来を担ふ彼等のあらゆる点に於ける向上を期したのである。／報皇隊は道路構築作業に或は戦闘司令所の構築に女子挺身隊は自活農耕作業に或は軍の炊事補助員として夫々遺憾なく軍に協力し帝国臣民たるの実を示した。／又特設看護婦隊を設けた事は医者のない村に軍医が診察に任じた事と共に如何に村民に衛生観念を普及せしめたことであろうか。／製塩業者、漁師、大工等は夫々、製塩隊、漁労隊、大工隊を編成特技を生かして貢献したのである。かくして軍官民一体となり大東亞戦争完勝の為前進を続けてゐる。やがて村民総てが、文化的にも精神的にも日本人として恥かしからぬ生活に入る日が遠からず訪れる事を信じて疑はない。」(26～28頁)。

- (37) 「琉球新報」1940年5月12日付、(『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収)
- (38) 『琉球農連五十年史』琉球農業協同組合連合会、1967年、213頁。
- (39) 名護市戦争記録の会・名護市史編さん委員会（戦争部会）・名護市史編さん室編『語りつぐ戦争—市民の戦時・戦後体験記録—第1集』名護市役所、1985年、29～30頁。
- (40) 新垣平八・諸見清吉共編『伊平屋村誌』伊平屋村役所、1956年、166頁。
- (41) 「琉球新報」1940年5月24日付、(『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収)
- (42) 同前。
- (43) 野里洋『汚名 第二十六代沖縄県知事 泉守紀』講談社、1993年、31頁。
- (44) 同前、61頁。
- (45) 浦崎純『消えた沖縄県』沖縄時事出版社、1965年、81頁。
- (46) 同前、82頁。
- (47) 以下の資料については、編者参謀本部所蔵・編集兼発行人成瀬恭『敗戦の記録』原書房、1967年
- (48) 同前、58頁。
- (49) 同前、132頁。
- (50) 同前。
- (51) 同前、133頁。
- (52) 同前、270頁。
- (53) 藤原彰「敗戦」(『岩波講座日本歴史』近代8、所収、岩波書店、1977年、341頁。
- (54) アメリカ合衆国戦略爆撃調査団・正木千冬訳『日本戦争経済の崩壊』日本評論者、1950年、115～116頁。
- (55) 経済安定本部『第一次経済白書—昭和22年度経済安定実相報告書—』講談社文庫、1977年、45頁。
- (56) 鶴見俊輔『戦時期日本の精神史』岩波書店、1982年、165頁。

鶴見は配給の末端組織である隣組についてつぎの興味深い点を指摘する。  
「中国との戦争の初期の段階で、中央政府の官吏は、やがて資源が不足して

配給制度が必要となるであろうという見通しをもちました。だがその配給制度は、これまで日本が試みられたことがないので、突然に設立するというわけにはいきません。そのためには何らかの教育機関が必要で、それらを通して市民が、配給に馴染んでいくということが望ましいと考えられました。たとえば、日常生活の必需品を手にするために行列をつくるとか、また、わずかしか渡らない食料と衣類とを用いて暮らしが立つような実的な計画をつくるということの手引きをする必要があります。このために東京市役所の区政課長をしていた谷川昇は、徳川時代の近所づき合いの組織を復活させて、隣組という新しい名前をこれに与えることを考えつきました。」(同前、170～171頁)。

- (57) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年、275頁。
- (58) 中村隆英「戦争経済とその崩壊」(『岩波講座日本歴史』近代8、所収、岩波書店、1977年、157頁。

## 農林水産の配給統制に関する流れ

- |            |   |
|------------|---|
| 1937.01.19 | 米穀配給調備協議第二部会ニ於テ日本米穀株式会社要綱成立                             |
| 1937.07.15 | 米穀配給新機構調査委員会設置  |
| 1937.08.21 | 米穀配給調整委員会開催政府所有米 150 万石買受決定                             |
| 1937.08.28 | 米穀配給調整委員会設置   |
| 1937.11.06 | 米穀配給調整案審議   |
| 1938.03.03 | 飼料配給統制法公布実施   |
| 1938.03.30 | 飼料配給統制法（法第 39 号）  |
| 1938.09.19 | 肥料配給割当制実施   |
| 1938.10.01 | 飼料配給統制法施行令  |
| 1938.12.13 | 肥料配給割当制要綱決定   |
| 1939.02.13 | 農林商工省磷肥会社ニ配給統制ヲ命令                                       |
| 1939.02.22 | 米穀配給統制法要綱決定   |
| 1939.03.02 | 肥料配給統制規則公布  |
| 1939.03.06 | 米穀配給統制法審議会提出  |
| 1939.03.25 | 肥料配給統制規則（農商会 2）公布                                       |
| 1939.04.12 | 米穀配給統制法公布（法律第 81 号）                                     |
| 1939.08.05 | 原料甘藷配給統制規則（農令 38）8 月 20 日公布施行                           |
| 1939.08.24 | 米穀配給統制法第四条発動  |
| 1939.09.26 | 農林省、米穀市場関係ノ米穀配給統制ニ関スル勅令案閣議付議決定                          |
| 1939.10.03 | 臨時肥料配給統制法公布即日実施   |
| 1939.11.02 | 農山漁村用資材ノ配給調整策決定シ農商工省両省テ大綱ヲ発表                            |
| 1939.11.06 | 農林省、米穀配給統制法ニ基ク玄米、白米最高価格、米穀配給統制法ノ標準最高価格、米穀市場ニ於ケル最高最低価格決定 |
| 1939.12.19 | 木炭配給統制規則（農令 68, 12, 15）                                 |



- 1940.01.09 生米配給統制規則公布
- 1940.02.13 米穀配給統制規則公布即日実施
- 1940.02.29 臨時配給肥料大豆油糟ノ販売価格決定公布即日実施
- 1940.04.09 農林省農林□配給会社設立要綱決定
- 1940.04.16 産組中央会現機構活用ト消費者ノ組織化ニヨル物資配給機構整備  
ヲ関係当局ニ建議
- 1940.05.03 漁網配給統制規則公布
- 1940.05.09 農林省米穀菟荷配給機構ノ整備改革…協議
- 1940.06.10 農機具配給統制要綱農林商工両省ヨリ地方長官宛通牒
- 1940.06.26 麦類配給統制規則公布
- 1940.07.02 次期昭和15年度肥料年度、肥料割当方策農林省計画委員会肥料配給  
調整部会ヨリ答申
- 1940.07.13 小麦配給統制規則公布、20日施行
- 1940.08.01 澱子粉類配給統制規則公布
- 1940.08.02 臨時米穀配給統制規則廃止
- 1940.08.08 小麦粉等配給統制規則20日施行
- 1940.08.12 全肥商連肥料配給割当決定
- 1940.08.14 全購連資材配給計画決定
- 1940.08.19 魚油配給統制規則公布25日施行
- 1940.08.20 臨時米穀配給統制規則公布9月10日施行
- 1940.08.21 青果物配給計画帝国農会決定
- 1940.08.21 魚肥ノ配給統制ニ関スル農林省令公布22日施行
- 1940.09.20 農林省臨時米穀配給統制規則公布
- 1940.10.04 砂糖配給統制規則公布
- 1940.10.05 煉炭配給統制規則公布
- 1940.10.10 牛乳製品配給規則公布即日実施
- 1940.10.21 副産糸配給統制規則公布
- 1940.10.22 鶏卵配給統制規則公布

1940.10.25	大豆、豆油配給規則公布、11月5日実施
1940.10.30	臨時木炭割当配給制度実施要綱発表
1940.11.07	雑穀配給統制規則公布15日ヨリ施行
1940.11.20	植物油脂及ビ原料種実配給統制規則公布
1941.04.01	鮮魚介配給統制令公布実施。瓦斯用木炭配給統制規則公布
1941.06.01	薯類配給統制規則公布
1941.06.09	麦類ノ配給統制規則公布
1941.07.01	生糸配給統制規則改正公布
1941.07.11	小麦粉等製造配給統制規則改正、小麦粉配給規則廃止
1941.07.11	生糸配給規則改正
1941.08.08	青果物配給統制規則公布
1941.08.14	蕨類配給統制規則公布
1941.09.02	食肉配給統制規則公布
1941.10.03	雑穀配給統制規則公布
1942.01.07	水産物配給統制規則公布
1942.03.01	桑皮配給統制規則施行
1942.06.03	植物油脂及植物油脂原料種実配給統制規則中改正公布施行
1942.06.19	蚕□配給統制規則公布
1942.07.04	臨時肥料配給統制法ニヨリ骨粉等ノ壳渡ニ関スル件中改正公布
1942.07.07	肥料配給設備補助規則公布施行
1942.08.06	副蚕糸配給統制規則第2条施行
1942.09.15	植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則、動物油脂配給統制規則公布施行
1942.09.22	地方ビール販売株式会社一斉ニ成立、全国的ビール配給機構確立
1943.05.12	薪炭配給統制規則改正公布施行

1943.07.31	青果物配給統制規則改正公布
1943.08.01	藷類配給統制規則廃止
1943.08.07	小麦粉等製造配給統制規則改正公布
1943.08.16	藷類配給統制規則公布9月ヨリ実施
1943.09.01	雑穀配給統制規則改正公布
1943.10.27	農相予算総会ニ於テ食糧ノ基準配給量絶対維持ヲ声明
1943.11.01	食肉配給統制規則改正公布。味噌醤油等配給統制規則改正公布。雑穀配給統制規則改正公布。 小麦粉等製造配給統制規則改正公布。藷類配給統制規則改正公布。 水産物配給統制規則改正公布。鮮魚配給統制規則改正公布
1944.01.14	農商省、肥料配給機構整備強化通牒
1944.01.15	全国農業経済会、肥料一括買取配給ヲ一元化
1944.01.22	農相再ビ配給米基準量ノ不変ヲ言明
1944.02.09	農商省、非常用物資ノ備蓄配給ノ為防衛課ヲ新設
1944.04.14	生鮮食料品ノ出荷配給機構整備強化ニ関スル件…閣議決定
1944.06.01	農商省、生糸配給機構改編通牒
1944.06.08	政府幼児主要食糧増加配給実施
1944.06.22	都食糧品総合配給実施要綱発表
1944.07.18	木材配給統制規則（農令66）
1944.07.19	重要都市妊婦ニ大豆粉配給実施決定
1944.08.15	帝都総合配給実施
1945.04.01	農商省主要食糧配給段階ノ整理ト労務特配ノ方法ヲ改定5月1日ヨリ実施

出所：国民経済研究会・金属工業調査会『戦時政治経済日誌』1947年、より作成。